

亀山市告示第172号

亀山市法福連携ネットワーク協議会設置要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市法福連携ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が十分ではない者に対する成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護支援における司法や福祉等の連携体制を構築するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、亀山市法福連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度の利用を促進するために必要な情報の交換
- (2) 相談支援の活性化を図るための司法や福祉等の具体的な連携方法に関する検討
- (3) 市が委託する亀山市成年後見サポート事業（以下「成年後見サポート事業」という。）の実施状況及び体制等に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 三重県弁護士会に属する者
- (2) 三重県司法書士会に属する者
- (3) 三重県社会福祉士会に属する者
- (4) 三重県行政書士会に属する者
- (5) 東海税理士会に属する者
- (6) 亀山医師会に属する者
- (7) 亀山市民生委員児童委員協議会連合会に属する者

- (8) 亀山市社会福祉協議会の代表者
 - (9) 鈴鹿亀山消費生活センター所長
 - (10) 亀山市地域包括支援センター長
 - (11) 亀山市障がい者総合相談支援事業受託者
 - (12) 市職員
 - (13) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ協議会を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(成年後見サポート会議)

第7条 協議会は、その事務を円滑に進めるため、成年後見サポート会議（以下「サポート会議」という。）を置くことができる。

2 サポート会議は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第1項の規定により組織する会議とする。

3 サポート会議は、会長が指名する委員で構成する。

4 サポート会議は、成年後見サポート事業に関する情報共有、候補者調整、後見人支援の対応状況の確認等を行うものとする。

5 サポート会議は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者をサポート会議の会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 サポート会議の会議は、非公開とする。

7 サポート会議の構成員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該構成員でなくなった後も、同様とする。

(担当者会議)

第8条 サポート会議は、その事務を円滑に進めるため、担当者会議を置くことができる。

2 担当者会議の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域福祉課及び成年後見サポート事業の受託者において処理する。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。